

資 金 不 足 解 消 計 画

青森県三沢市
三沢市病院事業

第 1 資金不足等による許可公営企業となった要因の分析

資金不足等による許可公営企業となった主な要因は病院事業収益の減少である。医業収益のもととなる患者数は入院外来ともに減少しており、特に入院患者延数が大きく減少している。令和 5 年度の入院患者延数は 44,242 人となっており、コロナ禍前の令和元年と比較すると 16,772 人 (27.5%)、入院収益は 504,130 千円 (19.0%) 減少している。令和 5 年度の外来患者延数は、入院患者延数ほどの落ち込みではないが、96,621 人となっており、コロナ禍前の令和元年と比較すると 4,758 人 (4.7%)、外来収益は 6,698 千円 (0.4%) 減少している。これはコロナ禍によって患者の受療行動が変化したことが要因と考えられる。

さらに、令和 5 年度の医業外収益は 951,473 千円となっており、令和 4 年度と比較すると 675,751 千円の減少となった。これは新型コロナウイルス感染症入院患者確保病床の空床補償補助金が 716,374 千円減の 136,975 千円となったことが主な原因である。

第 2 計画期間

令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間

第 3 経営の健全化の基本方針

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

当院の 3 つの基本方針（良質な医療を提供する病院・信頼される病院・やさしい病院）に沿った事業（医師・看護師の確保、地域医療機関との連携強化等）により、質の高い医療とサービスを提供してきた。しかし、人口減少・少子高齢化の進展に伴う医療需要の変化に加え、コロナ禍によって受療行動が変化したことによる入院患者の大幅な減少については、改めてこれまで行ってきた事業の見直しをはかり、さらなる経営改善が必要となる。広域化に関する取り組みとして当院が行っている地域医療連携推進法人上十三まるとネットについては、連携先の病院と地域のニーズに即した医療機能の分担・連携そして質の高い医療を効率的に提供していき、今後も診療科単位での協力・連携強化を図ることにより当院へ来院する患者数の増加を目指す。

(2) 公営企業として実施する必要性に関する事項

当院は上十三地域保健医療圏の中核病院として、地域医療の提供に尽力していることから公営企業として実施する必要がある。

(3) 組織、定員及び給与に関する事項

医療サービスを安定的かつ継続的に提供するため、医師の人材確保に努めるとともに、職員数の適正化を図り、人件費を削減する。令和6年度施行の、勤務医の上限規制に伴い、ワークシェア・タスクシフトも進め、時間外勤務手当の削減に努める。

(4) 投資に関する事項

今後も建物の老朽化に伴う修繕や医療機器等の機械の更新等不可欠な投資は必要であるが、医療機器については、使用頻度等を確認し、機器使用による収益見込みや患者数の動向を踏まえ過度、過大な先行投資とならないよう適切な事業実施に努める。

(5) 料金その他の収入に関する事項

令和7年4月1日より病床数が220床から198床に変更となった。200床未満になることにより、外来診療料が再診料となるため外来管理加算の算定ができ、さらに外来診療料では包括となっていた項目が出来高算定できるため、診療報酬の増加が可能になる。選定療養費は徴収が出来なくなるが、その分患者が当院へ来院しやすくなると考えられるため、外来の患者が増加し、外来収益が増加することも見込まれる。そして令和8年度より腎センターを移設することにより、現在15床で稼働しているところ30床での稼働が可能となるため、年間約7,900万円の収益増を見込んでいる。入院については現在の入院日数では短いということもあり、医療安全の観点から、適切な入院日数とするよう見直しを図ることにより、入院収益の増を見込んでいる。

(6) 一般会計からの繰出金に関する事項

経営改善による財源確保に加え、なお不足する財源について、市当局と協議する。

(7) 経営基盤の強化に関する事項

経営強化プランに基づく施策の実施により収益の増加と支出の削減を図る。さらに大学等養成機関との連携強化を進め、今後も粘り強く最大限の努力をもって医師等の確保に努める。

- (8) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

市の財政状況を鑑みても繰入額には限度があるため、資金不足比率については、令和 13 年まで厳しい状況が続く見込みである。

こうした状況に対応するため、令和 6 年度には既存の解消策に加え、総務省の地方公営企業等アドバイザー派遣事業を行い、令和 7 年度も同事業を活用している。その際の助言や提案については可能なことから実行し、病院全体で協力して取り組むことにより、資金不足比率を令和 14 年度に 10%未満に、令和 22 年度に解消し算定外となる見込みである。

- (9) 資金管理・調達に関する事項

適正かつ効率的な資金管理及び資金調達に努める。

- (10) 情報公開に関する事項

三沢市立三沢病院ホームページに掲載し、積極的に地域住民へ周知する。

- (11) その他の重点事項

計画期間中の診療報酬の改定など、外的要因に柔軟に対応するため、常に計画の進捗状況を意識し、必要に応じて計画の見直しを行う。

第 4 資金不足等を解消するための方策

- (1) 近年の入院患者数の推移を考慮し、令和 7 年 4 月 1 日から病床数を 220 床から 198 床とした。それにより第 3 (5) で述べたように再診料に外来管理加算や出来高算定加算を算定できるため、外来の診療報酬約 3,500 万円の増収が見込まれる。
- (2) 第 3 (5) で述べたように令和 8 年度より既存の腎センターを移設することにより現在 15 床で稼働しているところを 30 床で稼働することで年間約 7,900 万円の増収が見込まれる。
- (3) 令和 7 年 4 月から入院室料の改定により年間 507 万円の増収が見込まれる。
- (3) 令和 7 年 4 月から駐車料の改定により年間 457 万円の増収が見込まれる。
- (4) 常勤医師の確保に努め、病床数減少による職員の配置の見直し等職員数の適正化を図り、人件費を削減する。
- (5) 後発医薬品を積極的に採用することで薬品費の削減に努める。
- (6) 地域医療連携推進法人上十三まるとネットにおいて、診療情報、医療材料の価格、医療機器の保守料など必要な情報を共有し、契約や価格等の分析を行うことや、医療材料の共同購入等で経費削減を図る。
- (7) 委託料の見直しを図り、令和 7 年度より毎年 2%削減するよう努める。

- (8) 医師の働き方改革の対応として年間時間外労働時間を 960 時間に維持し、ワークシェアやタスクシフトの推進を図ることにより時間外勤務手当の削減を目指す。
- (9) 資金不足解消のため、市から令和 6 年度から令和 10 年度まで 5 年間で約 12 億円の基準外繰入を予定している。そして令和 11 年度以降の繰入については改めて協議することとしている。

第 5 各年度の第 4 の方策に係る収入及び支出に関する計画
別紙の参照

第 6 各年度の地方財政法による資金不足の比率の見通し

年度 資金不足比率	計画初年度 の前年度	計画初年度 (令和 7 年度)	令和 14 年度 (第 8 年度)	以降計画完了 の年度まで左 の欄に同じ
地方財政法による 資金不足比率	17.3	27.1	9.7	—

第 7 その他経営の健全化に必要な事項及び従来行ってきた措置

- (1) 地域医療連携法人上十三まるとネットに参加し、近隣市町村における公立病院との連携による地域のニーズに即した医療機能の分担・連携を推進し、質の高い充実した医療を効率的に提供
- (2) 大学等養成機関との連携強化を進め、医師、薬剤師、看護師及び助産師等の確保及び 24 時間院内保育所の設置等、勤務環境の整備の推進
- (3) 民間事業による地域連携支援サービスの導入により、病院情報を地域の医療機関等に積極的に PR し、診療所等と連携強化を図ることで紹介患者の増加を目指している。
- (4) 奨学資金貸与制度による職員の確保